

**緊急・重要**

令和2年5月29日

東京SR経営労務センター  
社会保険労務士会員各位

東京SR経営労務センター  
会長 川崎 秀明

### 労働保険料等の納付猶予の特例について（再度のお知らせ）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの事業運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、労働保険料等の納付猶予の取扱いにつきましては、令和2年5月21日付け「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う労働保険料等の納付猶予の特例について」により、皆様にお知らせしたところですが、今般、労働保険事務組合に委託している事業場に限った取扱いが定められましたので、今後、皆様の委託事業所の中で、この特例措置を申請する際には、下記の点にもご留意いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 労働保険事務組合の委託事業場用の「申請書」が、新たに厚生労働省ホームページに掲載されたので、申請の際は「労働保険料等納付の猶予申請書（事務組合の委託事業場用）」を使用するとともに、「特例猶予の申請の手引（労働保険事務組合向け）」を参照し、書類等を作成すること。

#### 【厚生労働省ホームページ】

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>労働保険の適用・徴収>新型コロナウイルス感染症関連情報

又は

URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10647.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html)

- 2 特例猶予を受けるための要件については、変更がないこと。
- 3 新たに定められた事務組合専用の「申請書」には、社会保険労務士名等の記載欄が設けられていないが、申請書の余白（どこでも可）に当センターで配付している「事務組合の規格印」を押印すること。

- 4 前記1の厚生労働省ホームページの「特例猶予の申請の手引(労働保険事務組合向け)」の5ページに記載されている「納付猶予申請内訳書(事務組合用)」は、申請内容に基づき、当センターで作成するため、申請書の「1申請者名等」の中の「納付すべき労働保険料等」欄及び「事務組合が全納を希望する場合」欄又は「事務組合が延納を希望する場合」欄の記載漏れ等が無いよう留意すること。
- 5 前回のお知らせ(5月21日の文書)から約一週間経過しており、すでに従来の様式を使用し、申請準備等を進められている場合(すでに、事業主印が押印されている申請書が手元にある場合等)は、そのままの様式による申請でかまわない旨、東京労働局担当部署に確認していること。
- 6 上記以外は、引き続き、前回のお知らせ(5月21日の文書)の内容に沿った申請等をお願いしたいこと。